

川岸地区まちづくり推進協議会のご紹介



地域でも色々なまちづくりの取り組みが行われてきました！

川岸地区まちづくり推進協議会とは・・・

「川岸地区まちづくり推進協議会」は、災害に備えた住市総事業に基づく住環境整備や地域の仕組みづくりといった防災まちづくりを推進する役割を担う地区まちづくり推進団体として、活動を行ってきました。

協議会では、まちづくりに関連する各種会合やまちづくりに係る計画の検討、ワークショップ、先進事例地区見学会、防災まちづくりイベントの実施、まちづくりニュース「かわぎし」の発行などに取り組み、一定の成果が得られたことから平成28年2月をもって解散しました。

川岸地区まちづくり推進協議会の取り組み

●まちづくりに関する取り組み

○川岸地区まちづくり推進協議会は、平成2年6月に「川岸地区まちづくりを考える会」として10名で発足。平成3年度には、川岸地区まちづくり構想をまとめ、市長へ提言し、都市計画マスタープランの地区詳細版として、地域で検討したまちの将来像が位置づけられました。その後も、住宅密集市街地の改善に向けたまちづくりの先進事例を学びながら、より良いまちづくりを目指して活動を続けてきました。

○その成果の1つとして、平成7年度には、高さ制限等を盛り込んだ「川岸地区地区計画」が都市計画決定し、住環境を保全する、敷地及び建物等のルールが施行されています。

○また、平成24年度に市に提言した川岸児童遊園地改善計画案により、川岸児童遊園地が再整備され、防災施設を備えた川岸みんなの広場に生まれ変わりました。整備された防災施設については、災害時等に有効に活用を図るため、川岸みんなの広場維持管理実行委員会を中心とした地元組織により維持管理されています。

●防災まちづくりイベントの実施



川岸みんなの広場開園イベント

●まちづくりニュースの発行



●これまでに検討した計画・構想

- 川岸地区まちづくり構想の提言 (H3年度)
- 川岸地区地区計画の検討 (H3～7年度)
- 防災まちづくり提言書の提言 (H11年度)
- 防災まちづくり推進計画の提言 (H19年度)
- 防災まちづくりプランの提言 (H20年度)
- 川岸児童遊園地改善計画案の提言 (H24年度)
- 川岸児童遊園地の維持管理に係る検討 (H25～26年度)
- 行き止まり道路避難ガイドブックの作成 (H27年度)

【お問合せ】戸田市役所 都市整備部 まちづくり推進室

〒335-8588

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

Tel. 048-441-1800 (内線268)

Fax. 048-433-2200



川岸地区住宅市街地総合整備事業 概要版

住宅市街地総合整備事業（略称：住市総事業）とは？

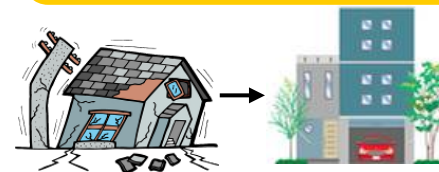
川岸地区では、平成3年度に、住民主体の検討によって、まちの将来像を示した川岸地区まちづくり構想が作成されました。平成7年度には、構想の実現に向けて、まちづくりのルール（地区計画）が定められました。こうした中、川岸地区が国の重点密集市街地（防災上の課題を早期に改善すべき地区）に指定されたことを受け、災害に強いまちづくりを推進するために、住市総事業を導入しました。

住市総事業では、地区の皆様のご理解・ご協力の元、以下の防災まちづくりの3本柱の取り組みを進めています。



災害に強いまちづくりに向けて、3本柱の取り組みを行います！

建物づくり



建物を災害に強くする

道路づくり



緊急車両が円滑に通行できる空間を確保する

公園・広場づくり



身近な防災・避難拠点を確保する

整備計画

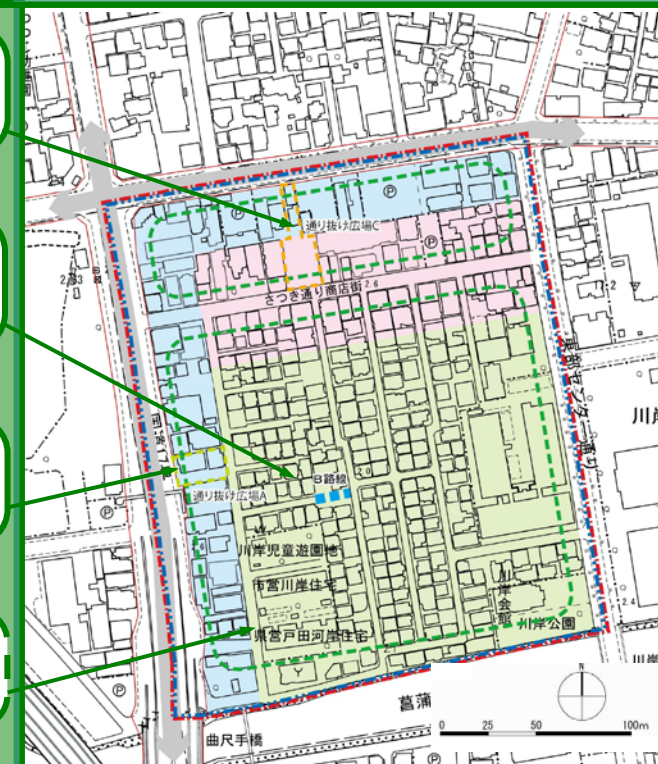
- 整備地区区域：川岸2丁目5～13番地（約6.0ha）
- 事業期間：平成21年度～32年度
- 公園・広場の整備計画
 - 通り抜け広場A・・・面積 642㎡
 - 通り抜け広場C・・・面積 423㎡
 - その他広場(計)・・・面積 135㎡
- 道路の整備計画
 - B路線・・・計画幅員 4m（整備済）
- 建物の整備計画
 - 建替促進・・・7棟50戸

通り抜け広場C：
面積 642㎡

B路線
計画幅員4m
（整備済）

通り抜け広場A：
面積 423㎡

その他広場（計）：
135㎡

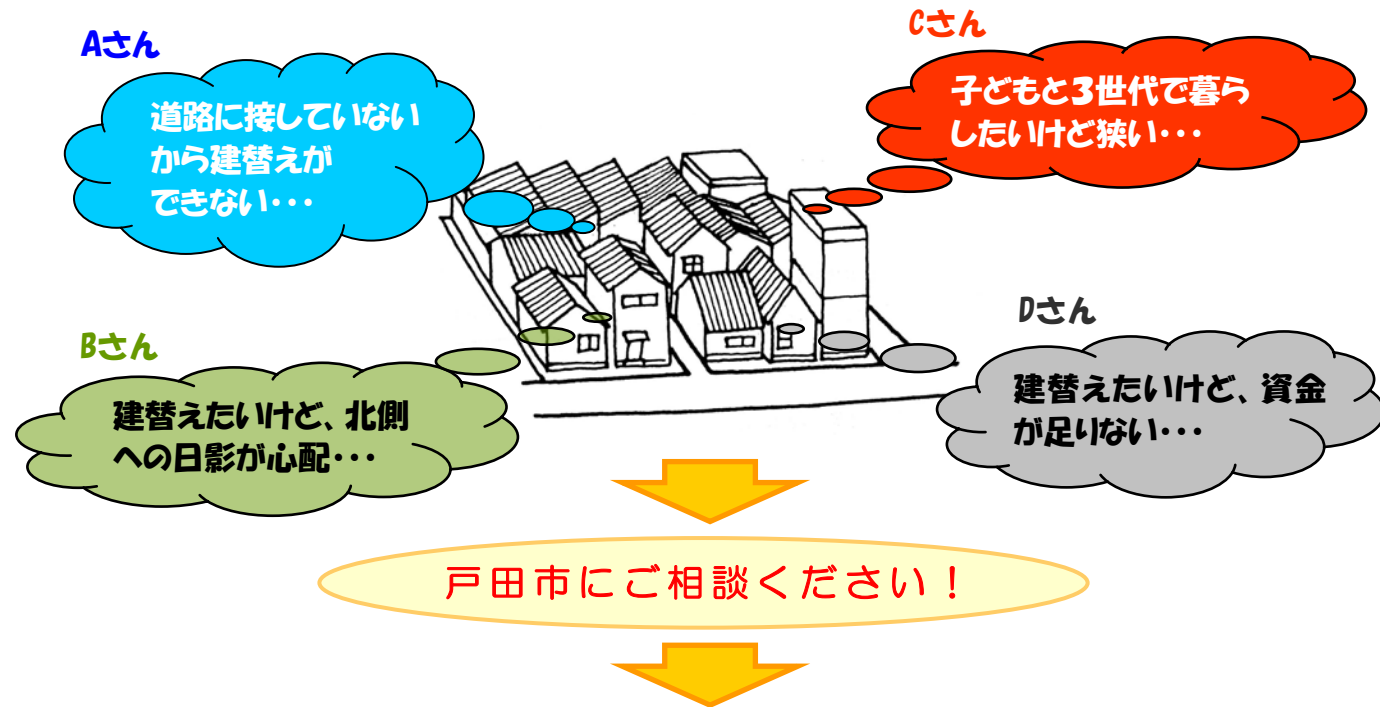


- 整備地区区域
- 重点整備地区区域
- 都市計画道路
- 商店街沿道地区
- 幹線道路沿道地区
- 低層住宅地区
- 新設の生活道路（B路線 幅員4m）
- 幹線道路（都市計画道路：完成及び概成m）
- その他の広場（計135㎡）
- 通り抜け広場A整備区域（423㎡）
- 通り抜け広場C整備区域（642㎡）
- 建替促進建物 約50戸

■建物づくり

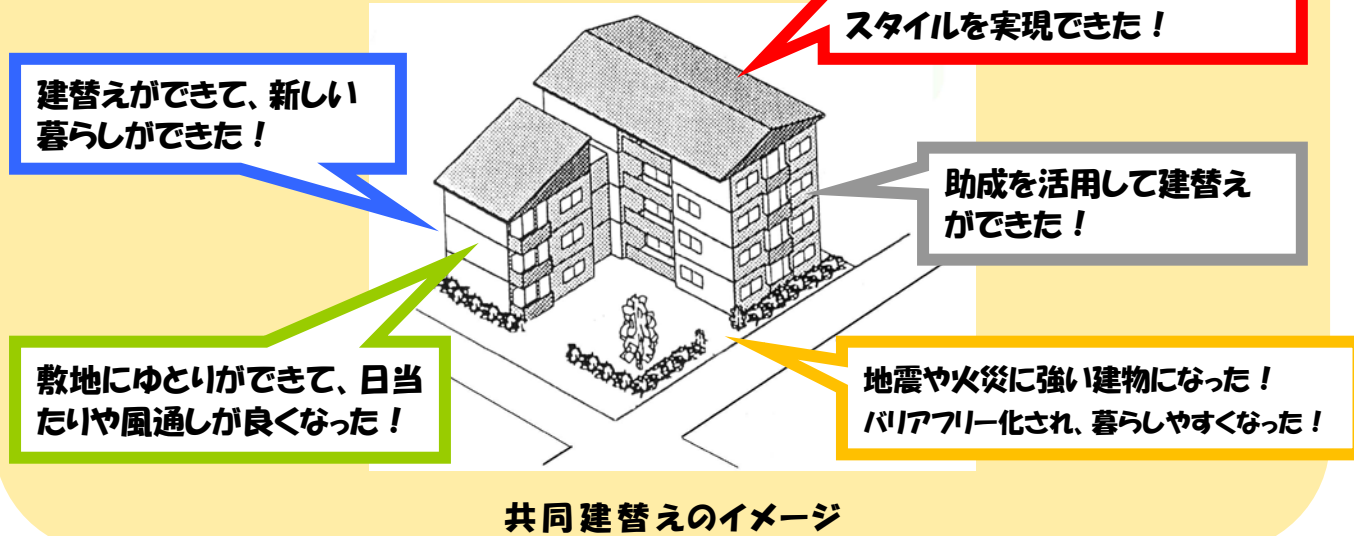
●まちづくり建替え(共同建替え)の相談を受け付けています。

例えば、個別では解決できない建替えに関する悩み…



A~Dさんが意向を話し合い、共同建替えに合意した場合…

●まちづくり建替えの利点例 (共同建替え)



川岸地区内(川岸2丁目5~13番地)で行われる共同建替えについて、一定の要件のもとに支援、助成を予定しています。この助成は一定規模以上の敷地で、2人以上の土地所有者等が共同で耐火構造等の共同住宅(自宅を含んでもかまわない)に建替える際に、その費用の一部を助成するものです。

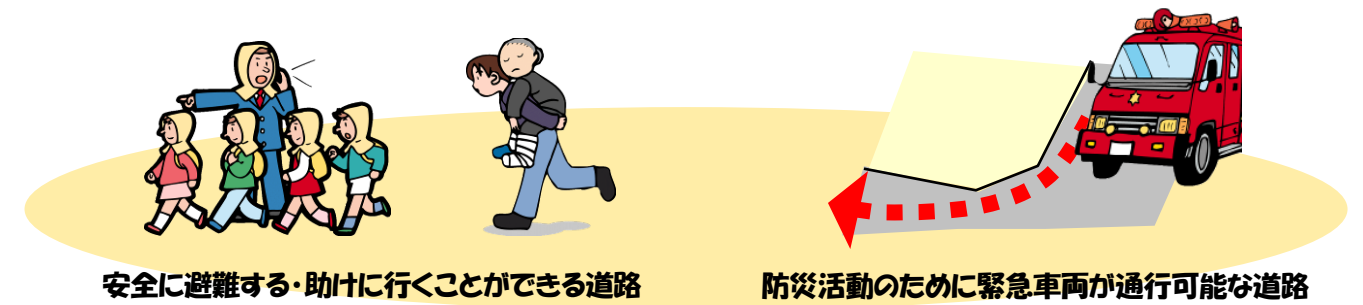
■道路づくり/公園・広場づくり

●行き止まり道路の解消や、生活道路の整備を行います。

災害時にも緊急車両が円滑に通行できる避難経路を確保するために、行き止まり道路の解消や、生活道路の整備を行います。
整備計画に基づき平成27年にB路線の整備を行いました。
(p1整備計画を参照してください。)



行き止まり道路の解消(B路線)



●身近で通り抜けが可能な公園・広場を整備します。

日常的な憩いの場、災害時には有効なオープンスペースとなる身近な公園・広場の整備を行います。
通り抜け機能を持たせた広場として整備を行う予定です。
また、公園・広場整備に併せて、防災施設の設置を行うなど、地域の防災性向上に努めます。



身近な公園・広場(事例)



日常時:憩いの場

災害時:身近な防災・避難拠点

住市総事業では、行き止まり道路の解消のための道路の新設や、公園等の整備を計画しています。建物の移転が必要となった際には、用地費や建物の移転等に必要費用が補償されます。